物件明細書

売却区分番号	１－１	土　　地	
見　積　価　額	496,000　円	公売保証金	50,000　円
財産の表示	（土　地） 所　在　　霧島市福山町福山字大塚前 地　番　　6120 番 38 地　目　　宅地 地　積　　222.98 平方メートル 以上不動産登記事項証明書による表示		
公法上の規制	・非線引都市計画区域 ・用途地域無指定 ・建ぺい率 70%、容積率 400%		
接　道　状　況	・北側、西側が市道と接道している。		
地盤・地勢	・地盤：普通 ・地勢：普通		
管理状況等	・特段管理されていない宅地		
特　記　事　項	・建物を建築する場合、建築基準法上の取り扱いについて行政庁との事前協議が必要となります。 ・物件の状況は、令和 7 年 6 月時点のもので、現況が変動している場合があります。		
留　意　事　項	・国税徴収法第 92 条ならびに第 108 条に該当する者は、公売に参加することはできません。 ・国税徴収法第 99 条の２の規定により『暴力団員等に該当しない旨の陳述書』の提出が必要です。なお、虚偽の陳述等を行った者については、国税徴収法第 189 条の罰則が適用されます。 ・代理人が入札する場合は委任状の提出が必要です。 ・公売保証金を納めなければ入札できません。 ・開札は入札者の面前で行い、見積価額以上で最も高い価額で入札された方を最高価申込者として決定します。 ・売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・公売財産は現状渡しです。市は公売財産に係る瑕疵担保責任を負いません。買受希望財産について、公簿や現況確認等により必要な情報収集を行ってください。 ・市は、不動産の直接の引き渡しは行いません。公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産に動産がある場合の取り扱いなどについて、全て買受人の責任において行うことになります。 ・地積及び床面積は、登記事項証明書の表示によります。土地の境界については隣接地所有者と協議してください。市は、関与いたしません。 ・土壌汚染やアスベスト、地下埋設物に関することなどの専門的な調査は行ってお		

物件明細書

	りません。 ・所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づき、市が行います。所有権移転に伴う費用は買受人の負担となります。 ・適格請求書発行事業所の所有する消費税課税財産については、消費税法施行令第70 条の 12 第５項に基づき買受人の求めに応じて、霧島市が適格証明書を交付します。

物件明細書

売却区分番号	1－1

所　在　図

地　籍　図

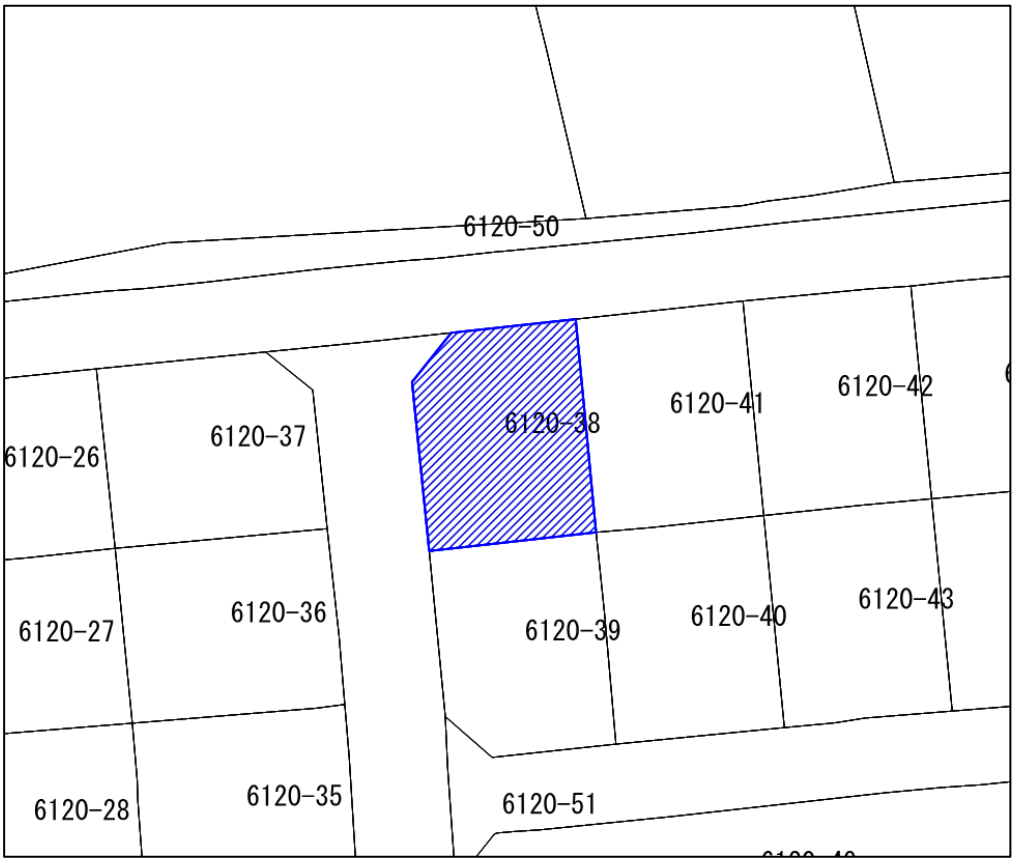

物件明細書

売却区分番号	１－１

現況写真①

※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

現況写真②

※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

物件明細書

売却区分番号	１－１

現況写真③

※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

現況写真④

※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。

※現況の写真は、令和７年６月に撮影したものです。